



ファインツーリスト 旅行災害補償制度の補償内容のご案内

弊社にて加入している旅行災害補償の内容は以下の通りです。本内容以上の補償をお求めの場合は、各個人様にて任意のご旅行保険等にご加入下さい。

<基本補償>

補償タイプ		B1000タイプ
損害保険	傷害	死亡
		1,000万円
		入院
		1日あたり4,000円
	入院による手術 (注1)	2万円・4万円
	通院	1日あたり2,500円

見舞金	病気死亡 (注2)	配偶者・1親等の法定相続人1名に対して10万円(以内)
	地震・噴火・津波死亡 (注3)	配偶者・1親等の法定相続人1名に対して10万円(以内)

<オプション補償> ※加入済み

損害保険	特約	賠償責任補償 (自己負担額なし)	1事故2,000万円以内
------	----	---------------------	--------------

(注1) <入院中に受けた手術の場合>

手術保険金の額＝入院保険金日額×10倍

<外来で受けた手術の場合>

手術保険金の額＝入院保険金日額×5倍

(注2) 1事故100万円限度となります。

(注3) 1被災者100万円限度、1事故総額500万円限度となります。

<全旅協旅行災害補償制度のご説明>

この度は、当社に旅行契約をご用いただき、有難うございます。一般社団法人全国旅行業協会加盟会員である当社は、皆様の安全の確保と利便の増進を図る一助として、全旅協旅行災害補償制度を手配しております。旅行中、万一不慮の事故等により御一行様のどなたかがケガをされたり病死された場合などにお役にたつことができます。どうぞご安心してご旅行をお楽しみください。

<保険金／見舞金についてのご説明>

- 死亡：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、1,000万円が支払われます。
- 入院：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院（入院に準じた状態を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき4,000円が支払われます。
- 入院による手術：入院保険金をお支払いする場合に、事故の日からその日を含めて180日以内にそのケガの治療を直接の目的として手術を受けた場合、入院中の手術か外来の手術かにより所定の倍率（10倍、5倍）を乗じた金額をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術に限ります。
- 通院：旅行行程中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガが原因で、平常の業務や生活に支障が生じ、かつ通院（往診を含みます。）し医師の治療を受けた場合、事故の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき2,500円が支払われます。
- 病気死亡：旅行中に病気により死亡した場合、配偶者・1親等の法定相続人1名に対して10万円（以内）が支払われます。ただし、1事故100万円限度となります。
- 地震・噴火・津波死亡：旅行中に地震・噴火・津波により、災害発生の日を含めて30日以内に死亡または発見されなかった場合、配偶者・1親等の法定相続人1名に対して10万円（以内）が支払われます。ただし、1被災者100万円限度、1事故総額500万円限度となります。
- 賠償責任補償：旅行行程中の偶然な事故により、他人の身体に障害を負わせたり、他人の財物に損害を与えたこと等により法律上の損害賠償責任を負った場合、損害賠償金および費用（応急手当、訴訟費用など）の合計金額を1回の事故につき、2,000万円を限度として支払われます。賠償金額の決定については、事前に損保ジャパンの承認が必要です。

<旅行特別補償について>

当社はお客様と締結した企画旅行契約に定める特別補償規程に従い、上記の保険・見舞金とは別に、旅行参加中（標準旅行業約款の定義によります。）に急激かつ偶然な外来の事故によって身体に傷害を被り、または偶然な事故によって携帯品に損害が生じた場合に、以下の補償金・見舞金を支払います。

- 死亡補償金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、事故の日から180日以内に死亡した場合 1,500万円
- 後遺障害補償金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、事故の日から180日以内に後遺障害が生じた場合 1,500万円～45万円
- 入院見舞金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、平常の業務または生活ができなくなり、かつ入院した場合、7日未満の入院について2万円、7日以上90日未満の入院について5万円、90日以上180日未満の入院について10万円、180日以上入院について20万円。
- 通院見舞金：旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により身体に傷害を被り、平常の業務または生活に支障が生じ、かつ通院した場合、3日以上7日未満の通院について1万円、7日以上90日未満の通院について25,000円、90日以上通院について5万円。
- 携行品損害補償金：旅行参加中に偶然な事故によって旅行者所有の身の回り品に損害が生じた場合 15万円（ただし、1個、1組または1対あたりの限度額は10万円。1回の事故につき、3,000円を超えない場合は補償されません）

事故にあわれたときは、ただちに旅行会社にご通知ください。事故の日から30日以内にご通知いただかないと補償できない場合があります。なお、補償金（保険金等含む）のお支払いは、全旅協が保険会社と締結する保険契約の約款・特約および全旅協福祉見舞金規約によります。

全旅協旅行災害補償制度は、損害保険ジャパン（株）を幹事引受保険会社とする「損害保険契約」と（一社）全国旅行業協会の「全旅協福祉見舞金」によって構成されています。損害保険契約については、複数の保険会社により共同保険契約が締結されており、損保ジャパンが他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受保険割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。引受保険会社および引受割合につきましては、取扱の損害保険代理店にご確認ください。

全旅協が契約した保険契約の引受保険会社が破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、お約束している保険金のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。なお、上記損害保険（国内旅行傷害保険）は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金の8割（ただし、破綻時から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額）までが補償されます。